

# 令和3年度公益財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

## I 財団運営

### 1 財団の設立と新公益法人への移行

当財団は、平成4年4月1日に設立され、要援護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援などを行う横浜市総合保健医療センターの管理運営を同年10月1日から開始して28年が経過しました。

財団設立後20年目の節目であった平成24年4月1日には、公益法人制度改革による公益法人として認定を受け、「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」として新たな一歩を踏み出しています。

### 2 新たな市民ニーズへの対応

当財団では、急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者、社会・経済情勢が急速に変化する中で増加しているうつ病や統合失調症などの精神障害者、市民の関心が高く、かつ社会的課題になっている認知症患者に対して、住み慣れた地域社会で安心して生活を送ることができるよう支援に取り組んでいます。

具体的には、市内で開設3番目の介護老人保健施設の運営、市内で初となる精神障害者生活支援センターや精神障害者就労支援センターの運営など、横浜市の高齢者・障害者施策の一翼を担ってまいりました。一方で、財団を取り巻く社会環境は、平成12年の介護の社会化を目的とする「介護保険法」の施行、平成18年の「障害者自立支援法」の施行、平成23年の「精神疾患」を従来の4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに加えた「5大疾病」としての位置づけ、平成25年の「障害者総合支援法」の施行、そして「2025年問題」など、大きく変化しています。

そうした変化をふまえ、当財団は、精神障害者の地域移行・地域定着支援をはじめ、自立に向けた就労支援、さらに、認知症の早期診断による早期対応に取り組んでいます。さらに、平成27年2月から「認知症疾患医療センター（連携型）」の運営を、平成28年9月から「認知症初期集中支援推進事業」を横浜市から、平成29年6月から「若年性認知症支援コーディネーター事業」を神奈川県から（平成30年4月以降は横浜市から）受託しています。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者への対応等、様々な市民ニーズへの取組とサービスの質の向上に取り組んでいるところです。

### 3 指定管理者制度と特定協約

令和2年度をもって終了する横浜市総合保健医療センター及び神奈川区・磯子区両生活支援センターの現指定管理期間に引き続き、横浜市総合保健医療センターについては第4期指定管理期間として令和3年度から5年間、神奈川区及び磯子区の両生活支援センターについては第3期指定管理期間として令和3年度から10年間、当財団が管理運営を担う指定管理者として選定されました。次期についても引き続き適正な管理運営に取り組んでまいります。

また、令和2年度に協約期間の最終年度を迎えた横浜市と外郭団体とで経営目標として策定する「団体経営の方向性及び協約」については、令和3年度中に、現協約期間の達成状況の振り返りを行い、横浜市と協議をしながら、次期協約の策定及び目標達成への取組を進めてまいります。

### 4 中期3か年計画

当財団の基本理念を踏まえ、財団の10年先を見据えたビジョンを描き、指定管理事業計画や横浜市との協約（団体経営の方向性）等との整合性を図りながら、平成27年度から3年ごとに中期3か年計画を策定し、取組を推進してきました。令和2年度に現計画期間の最終年度を迎えたことから、令和3年度中に達成状況の振り返りを行い、新たに策定する横浜市との協約を踏まえて次期3か年計画を策定し、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

## 5 新型コロナウイルスの感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、財団の運営する各施設では、利用者が安心してサービスを受けられるよう、感染予防策を徹底しつつ、サービスの提供に努めてまいりました。

各施設において、職員、来所者全員に対して毎日の検温を実施するとともに、消毒の徹底を図るなどしています。また、高齢施設職員及び新規入所者への PCR 検査を実施するとともに、医療従事者へのワクチン接種の実施も予定しています。

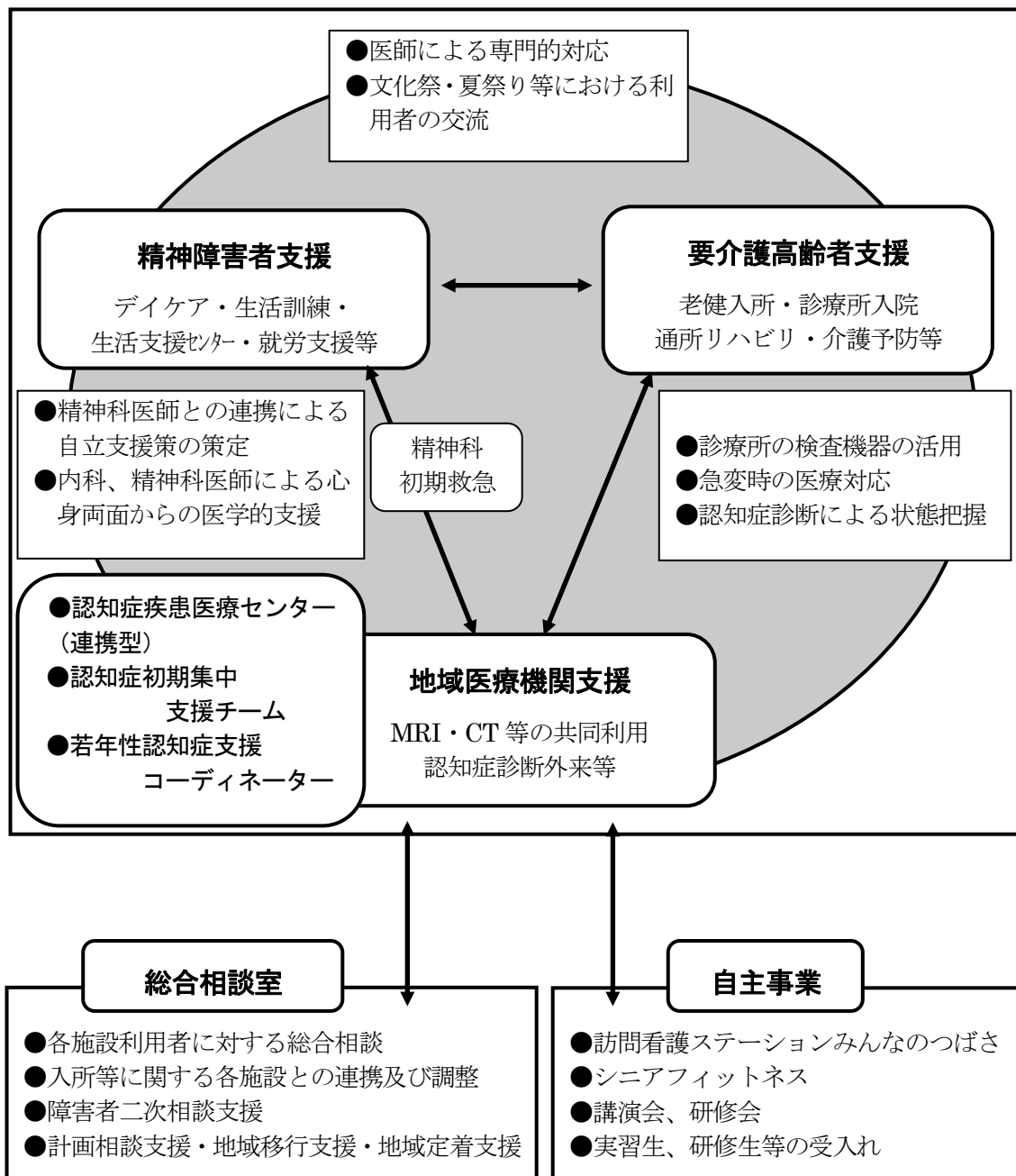
介護老人保健施設及び診療所では、入所者との直接の面会をご遠慮頂き、オンラインでの面会を実施しています。

精神障害者支援に係る一部サービスについては、感染防止のため、プログラムを変更するなどして提供しています。

令和3年度も、これまでに引き続き、感染対策に努めながら、横浜市の方針を踏まえつつ、必要な事業を継続実施し、サービスの提供に努めていきます。

## II 横浜市総合保健医療センター管理運営事業

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行っており、訪問看護ステーションなどの自主事業も、その一環として実施しています。また、総合相談室はこれら3つの事業をつなぐとともに、センターと地域をつなぐ役割を果たしています。



# 1 精神障害者支援事業

横浜市の各福祉保健センターで把握している精神障害者等基礎把握数や精神保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

その一方で地域移行についてはまだまだ進んでいない現状もあります。国としては精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しています。当財団においても横浜市総合保健医療センター及び各生活支援センターとの密な連携のもと、精神障害者のリカバリーを促進し、安心して暮らしていける地域づくりを支援していきます。また、高齢精神障害者の地域移行に関しても、新たに当センター総合相談室や介護老人保健施設と連携しながら進めていきます。

## (1) 精神科デイケア（定員40人）

現在、精神科デイケアには、『今後の精神保健福祉医療のあり方検討会』の答申（平成21年）や、『大規模デイケアに対する「疾患別等診療計画」作成の義務化』（平成24年度の基準改定）などを踏まえ、疾患別・症状別・病期別など、期間と対象を明確にした上で、福祉サービスとの差別化を図った、医療的なりハビリテーションに重点を置くことが求められています。

当デイケアでは運営方針を「有期限で行う『目標志向型デイケア』」と定め、「病気や特性の理解」と「自己管理能力の向上」を目指し、次のア～ウの通りプログラム編成や運営システム、個別支援等を展開し、機能分化したデイケア運営を実施しています。

令和3年度は、引き続き効果的な運営の1つの指標として、社会復帰率（正式利用者の転帰に占める就労・就学、復職・復学、通所型の就労支援施設等への移行率）の維持向上に努めるとともに、支援の質向上及び内容の更新を図ります。新たに気分感情障害以外の疾患の方の復職ニーズに対応するため「リワークコース（一般）」を設置します。従来の「一般デイケア」を「スタンダードコース（一般デイケア）」に、「復職サポートプログラム」を「リワークコース（気分障害）」とし、3つのコースで復職支援、社会復帰支援を行います。また、他部門との共同プログラムの開催や個別目標に合わせた連携をスムーズに行い、複合施設の利を活かした効果的・効率的な支援を展開します。

令和2年度は感染対策と集団リハビリテーションの機能維持の両立に苦慮しましたが、これまで検証しながら行ってきた感染対策をベースとし、引き続きデイケア機能の向上を目指します。

## ア 疾患別・目的別の心理社会的プログラムの充実

対象疾患として「統合失調症」、「気分感情障害」、「自閉症スペクトラム・注意欠如多動性障害」別に、また目的としては、「復職」「就労」「生活改善」別に、それぞれを細分化して必要な心理社会的プログラムを実践しています。具体的には、疾患別・目的別の心理教育やコミュニケーション・トレーニング（SST含む）、集団認知行動療法、集団精神療法等を実施します。

気分感情障害向け復職支援（リワーク支援）については、その社会的ニーズは依然として高いこともあり、2か月ごとに1グループ（年6グループ）を運営することで、より多くの方々が、タイムリーに利用できる体制を整えました。

令和3年度は、今後の更なる機能分化を見据え、新たな対象疾患別の心理社会的プログラムを検討し、試行に向けた体制を整備していきます。

## イ 正式利用1年間の期限付き運営

利用期間を『プレ期間2か月＋正式利用1年間（更新不可）』※とし、加えて4か月1クール制（3クールまで）を導入することで、1年間の正式利用期間中に、心理社会的なプログラムへ計画的に複数回（2～3回）参加できる仕組みを作って運営します。（※「リワークコース（気分障害）」ではプレ期間が短くなる場合があります。）

## ウ 個別支援の充実

定期的な個別面談の実施により支援パスに基づき目標達成度を確認します。また、評価ツールを用いることで自己特性の理解を進め、長く活用できる現実的な対応策を共に検討していきます。

## エ 積極的な地域資源への移行支援

ア～ウを通じて、疾病自己管理能力、自己理解の向上を図った上で、具体的な期限後のイメージを利用開始初期から描き、スムーズにデイケア利用及び地域資源への移行を可能にするため、計画に基づいた地域社会資源の紹介・見学同行・説明会などのプログラムと個別支援等を実施します。

そのために法人内外を問わず、「計画相談支援事業所」や「就労支援機関」等、地域支援機関との早期からの連携システムを構築し、効果的でよりニーズに合った移行支援を展開していきます。

### <精神科デイケア延利用者数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
9,451人	9,083人	7,100人	8,250人

### <精神科デイケア社会復帰率>

正式利用者の転帰に占める社会復帰率（一般就労・就学、復職・復学、福祉的就労などへの移行率）

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
65.9%	71.4%	70.0%	68%以上

## (2) 精神障害者生活訓練

当生活訓練では、宿泊型自立訓練、自立訓練（生活訓練）、短期入所などの事業を通して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に寄与する取組を進めます。短期間（原則6か月）の利用を通して、利用者が希望する地域生活を実現できるよう地域連携のもと重層的な支援を展開します。

宿泊型自立訓練では、長期入院者の受け入れを積極的に行い、地域移行の促進を図ります。自立訓練（生活訓練）ではプログラムの内容の見直し等を行い、より一人ひとりのリカバリーの実現に寄与する取組を行います。また、医療観察法の対象者等への支援の充実も図ります。

短期就労・生活支援コース「ファーストステップ」では、プログラムや個別活動を通して「働く・生活・健康」についての包括的な評価を行います。

### ア 自立訓練

「通過型」の支援施設として個別支援計画に基づき宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を一体的に行い、希望する地域生活の実現へ向けた支援を行います。

#### (ア) 宿泊型自立訓練 定員20人

精神科病院に長期入院している方の積極的な受け入れを行います。利用者がストレングスを活かして地域生活が実現できるよう、多職種による集中的な支援を行います。

#### (イ) 自立訓練（生活訓練） 定員18人

希望する生活へ向けて日常生活技術の獲得などを目的に集団プログラムを行います。また、並行して利用者一人ひとりのニーズに応じた個別支援プログラムを提供します。

#### ※ 短期就労・生活支援コース ファーストステップ（平成30年12月事業開始）

自立訓練（生活訓練）に短期間（概ね1～2か月）のコースを設定し、生活全般の評価を行います。利用者がこのサービスを「はじめの一步」として活用し、そこで得た評価をもとに次のステップに進めるよう支援を展開します。

#### イ 短期入所 定員6人

原則として1週間以内（支給決定の範囲以内）の利用を通して、休息、家族との分離、自立生活の体験などのそれぞれの利用目的に応じた支援を行います。また、利便性の向上に向けて当財団ホームページに直近の空室情報を掲載するなどの取組を行います。

#### ウ 横浜市地域生活推進事業（横浜市単独事業、通称：チャレンジ事業）

精神科病院に入院している方が、退院へ向けて病院以外での生活体験ができる機会を提供し、地域移行の促進に向けた取組を行います。

#### エ 地域連携

市域や区域の自立支援協議会に参画し、関係機関と共に地域づくりに向けた検討や取組を行います。また、当生活訓練で作成した生活実践ハンドブック「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」の提供（有料）を行います。

<生活訓練延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
宿泊型自立訓練	5,886人	5,702人	2,965人	4,700人
自立訓練（生活訓練）	2,826人	3,010人	1,945人	3,300人
短期入所	1,770人	1,700人	675人	1,400人

※ 自立訓練（生活訓練）は平成30年12月より定員を12人から18人に変更

### (3) 精神障害者就労訓練

現行の障害者雇用率制度等においては、職業的自立を促す観点から、週所定労働時間20時間未満での働き方は雇用率算定の対象とされていません。一方で、社会的な課題としてある労働力人口の低下に対し、これまで非労働力人口と見なされてきた精神障害者を潜在的労働力と見直す機運や、様々な制度・資源の充実・発展を背景に、就労希望を有する精神障害者等が大幅に増加傾向にあり、その中には、障害の特性から、週所定労働時間20時間未満であれば就労可能な障害者も一定程度見られます。そこで、令和2年度からは、改正障害者雇用促進法が施行され、週20時間未満しか働けない障害者（法定雇用率の算定対象外の方々）の雇用を支援する制度や、特に進みにくい中小企業における障害者雇用に関する優良な実績を有する事業主を認定する制度が創設されました。

就労訓練においては、以上のような社会的な背景を踏まえ、「働きたいと思う人が可能な限り希望に近い働き方ができる」ことを目指します。その為にも、精神障害者に職業準備の場と機会を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症により、実習・就職活動の実施が困難となり、利用期間が長期化する傾向を踏まえ、様々なニーズや多様な働き方に対応できるよう、より柔軟な個別支援を展開します。また、就職後も安定して働き続けられるよう本人・企業それぞれをサポートする定着支援にも力を入れていきます。

#### ア 就労移行支援事業 定員18人

障害者総合支援法に基づく事業です。施設の中での通所リズムや体力づくりなどの基礎的な訓練と各種講座への参加、また企業内での実務訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた求職支援と職場定着の支援を行い、充実した職業生活実現を目指します。利用者自身が自己理解や就労意欲を高め、課題を支援者と共有しながら短期間の利用により就労へ移行できるよう支援します。

## イ 就労定着支援事業

平成30年4月に障害者総合支援法のサービスとして新設され、当施設でも平成31年1月から事業を開始しました。これは就労移行支援事業所等を利用し一般就労した方の職場定着を支援するサービスです。就労訓練係ではこの事業の機能を十分に活用し就労移行支援から就労定着支援まで地続きで、また職場との連絡調整や生活面でのサポートも含めたサービス提供を行っています。

### <就労訓練延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
就労移行支援事業	4,504人	3,413人	2,700人	3,200人
短期評価コース 平成30年11月末終了	135人			
就労定着支援事業 平成31年1月開始	2人	100人	180人	180人

※ 就労移行支援事業は平成30年12月より定員を24人から18人に変更

## (4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神疾患に対する関心の高まり、企業の法定雇用率達成意欲、また障害者雇用にあたっての合理的配慮の義務付けなど、精神障害者とその就労を取り巻く環境は大きく変化してきています。それに呼応するように、近年、障害者の就労支援施設数が大きく増加し、今後はそれらの質や役割が問われることになると思われます。こうした中、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、公的な施設として、令和3年度は以下の活動に取り組んでいきます。

### ア 就労支援が難しいとされている方々の積極的受入れ

障害の状況などから支援が困難とされ、結果、就労を希望しながらもいまだ就労を実現することができない方々を積極的に受け入れます。また、生活支援施設、医療機関での就労啓発活動を行います。

### イ 企業との連携による多様な「働く場」の創出

働く場や職場の環境に当事者を合わせるのではなく、個々の方々の障害特性、経験、希望に合わせた「働き」を企業に働きかけ創出します。

### ウ 関係機関との連携による支援

就労の支援のみならず、必要に応じて生活支援施設や医療機関との連携体制をつくり包括的な支援を進めます。

### エ 支援方法の検証と蓄積

支援が困難とされている方々の支援経験について、その効果や課題を検証し、その中から得た方法を蓄積するとともに関係機関と共有していきます。

### <就労支援センター（ぱーとなー）延相談・支援者数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
4,358人	3,512人	4,900人	5,000人

#### (5) 港北区生活支援センター

平成21年6月に横浜市総合保健医療センター内にオープンしてから11年が経過し、その間、平成23年度から精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退院促進支援事業）及び自立生活アシスタント事業を、平成25年度から「指定特定相談支援事業」（計画相談）を開始しています。

また、平成31年1月からは横浜市が先駆的に取り組んできた自立生活アシスタント事業をモデルにした、国の新たな障害福祉サービスである自立生活援助事業を開始するなど、多様な事業展開をしています。

横浜市では生活支援センターの時代に則した更なる相談支援機能の強化を目的に、各区に1館設置しているA型館9館とB型館9館の開館日・開館時間等の標準化について、平成30年度からモデル事業を実施し検証を行ってきました。このモデル事業で確認された効果や利用者の意見を踏まえ、令和2年10月1日から、新たな基準による運営を開始しました。

令和3年度も引き続き、地域の関係機関及び横浜市総合保健医療センターの各部門と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

#### <港北区生活支援センター延利用者数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
20,935人	15,673人	13,200人	14,000人

※ 令和元年7月から令和2年9月までの生活支援センター機能標準化のモデル事業実施及び令和2年10月からの同本格実施に伴い、週1日の休館日設定及びフロア利用時間等の見直しを行いました。



## 2 要介護高齢者支援事業

団塊の世代が75歳の後期高齢期を迎える2025年には、急速な超高齢社会の進展による認知症や寝たきり等の支援を必要とする要介護高齢者の増加、家族のあり方の変化による高齢者のみの世帯、超高齢者の単身世帯の増加等により、要介護高齢者支援はますます重要課題となっていきます。

当センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、現在87か所になる等、介護保険制度の創設後、要介護高齢者の施設の整備は急速に進みました。しかし同時に、医療の進展により医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護高齢者も増加するとともに、介護を担う人材の質的・量的な不足等の問題も年々深刻化しています。

当センターでは、こうした様々な課題に対して、介護老人保健施設「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させて取り組んでいます。また、介護老人保健施設（しらさぎ苑）は、全国老人保健施設協会実地研修指定施設でもあり、要介護高齢者・家族のニーズに沿ったきめの細かい支援を提供する質の高い介護人材の育成にも取り組んでいます。

令和3年度も、センターの基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』の下、下記の基本目標を掲げ「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」を両立させ、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行していきます。

### 1 個の尊重と安全で適切なケア

利用者一人ひとりの生活と人生を尊重する姿勢をケアの基本とし、利用者のニーズ、心身の状態に合わせた安全で適切なケアに努めます。特に、認知症の利用者については、当センターの認知症疾患医療センターと連携し、専門医によるコンサルテーションや認知症ケアのキャリアを積んだ専門性の高い職員等を最大限に活用して、適切なケアを提供します。

### 2 利用者ニーズに即したサービスの提供

利用者やその家族に対し満足度調査を実施し、PDCA（業務改善サイクル）を活用して、利用者満足度の向上と質の高い療養・介護環境の実現を図ります。また、短期入所や医療処置が必要な利用者等を積極的に受け入れ、市民ニーズに即したサービスを提供します。さらに、評価システムを機能させ、評価・情報公表を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

### 3 ふれあい・であいの開かれた施設運営

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークの構築を目指します。また、地域住民のための施設であることを意識していただくために、ボランティアの方を積極的に受け入れ、行事等の運営に関わっていただきます。

### 4 サービスを支える人材の育成

人が人に対して行うサービスは、職員のケアの実践力が鍵となります。要介護高齢者支援サービスの担い手として、各種研修会へ参加し、スキルを身に付ける等、確かな知識と技術を基盤にした専門性の高い実践力の向上を目指します。

また、サービスの質の向上のため、専門的・人間的能力の高い実践モデルの育成を図ります。人材育成に向けては、職員が主体的に自らの実践力向上に取り組めるよう、成長段階ごとの到達目標を設け、継続的に教育・研修を実施します。

### 5 健全で安定した経営基盤の確立

市民・利用者の期待や信頼に応える施設として、効率的・効果的な運営に努め、健全で安定的な経営基盤を確立します。そのため、経営目標を組織で共有し、引き続き施設稼働率の向上やコスト節減などに取り組んでいきます。一人ひとりが「健全で安定した経営基盤の確立」と言う共通の目標に向かって取り組む過程を通して、職員が一体となってセンター運営に取り組めます。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(定員 一般棟50人、認知症専門棟30人、通所リハビリテーション20人)

介護保険制度に基づき、認定を受けた要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、短期入所や通所リハビリテーションでは要支援高齢者の介護予防にも取り組みます。

また、介護老人保健施設を在宅復帰・在宅療養支援のための施設と明示した平成29年度の介護保険法の改正及び平成30年度の介護報酬の改定を受け、早期の在宅復帰と在宅療養支援機能の向上に努めており、今後もより一層その取り組みを進めます。

認知症専門医と共に、知識・経験の豊富な認知症看護認定看護師や認知症ケア専門士を配置し、今後ますます需要が増大する認知症高齢者の支援の質を高めます。

また、公立施設の使命として、医療的ケアの必要な方や認知症の方、単身独居の方等、市民ニーズが強い方々を積極的に受け入れ、地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

<介護老人保健施設延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
一般棟 50床	17,228人	17,272人	16,389人	16,972人
認知症専門棟 30床	10,039人	10,225人	9,778人	9,855人
通所リハビリ 20人	4,226人	4,485人	3,899人	4,312人

(2) 要介護・長期入院・精神障害者の介護老人保健施設の利用促進への取組

長期入院により高齢化した長期入院精神障害者は、精神疾患と加齢による障害の重度化を併せ持ち、精神医療と障害福祉及び介護保険制度等の分野を超えた様々な支援が必要となります。しかし、一般に介護保険の事業所は、精神医療や障害福祉のノウハウがあることは少ないため、精神障害者が受け入れられにくい状況にあります。そのため、精神症状が安定したとしても、高齢化し介護が必要になった精神障害者は、精神科病院以外の支え手が確保できず、精神科病院から退院できないことが課題になっています。

そこで、当センター介護老人保健施設では、総合相談室が行う障害者相談支援事業を活用しながら、当センターの精神障害者支援施設及び診療所の精神科医師とこの課題を共有します。そして、新たに、制度を超えた様々な課題を協働で支える体制を整えることによって、複合的な課題により他の介護保険施設が受け入れにくい「長期入院により高齢化し介護が必要になった精神障害者」を積極的に受け入れる取り組みを開始します。

まずは、当センターの介護老人保健施設の職員が、長期入院要介護精神障害者の方々を理解し、適切に支えられる人材となるよう、人材育成に取り組みます。そして、長期入院により高齢化した精神障害者が、他の高齢者と同様に、必要な介護サービスを活用できるようになるための中間施設としての役割を果たします。さらに、そうした取り組みを進めることによって、介護老人保健施設の立場から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に寄与することを目指します。

	令和3年度計画
介護老人保健施設(しらさぎ苑)への入所者数(実利用者数)	4人

### (3) 診療所病床

(定員 医療病床7床、介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

<診療所病床延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
診療所病床	6,797人	6,661人	5,862人	<b>6,588人</b>

### (4) 介護療養病床の施設転換について

国の医療制度改革により、介護療養病床が令和5年度末に廃止されることを受け、当施設においても、介護療養病床廃止後の様々な選択肢について具体的な検討を行ってきました。

横浜市は、当センターの介護療養病床について、コロナ禍の影響を踏まえ、介護医療院への転換に必要な条例改正を見送りましたが、ご利用者・家族に対し、転換に関する将来的な方向性の情報提供は必要なため、市と調整のうえ実施しております。

現時点で転換時期は未定ですが、引き続き市と連携し、準備を進めてまいります。

### 3 地域医療機関支援事業

当センターでは、開設以来、地域医療機関が場所や費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、地域医療機関からの依頼に応じ検査・診断等を行う「共同利用事業」を通して地域医療機関の診療を支援しています。

また、地域医療機関では事業展開しにくい、専門医による診断と治療を提供する「認知症鑑別診断外来」等に取り組み、当センターが「精神障害者支援事業」や「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、これらの患者様を大学病院や総合病院、単科の精神科病院やかかりつけ医等、その方の必要に応じた様々な医療機関につなげることにより、医療機関との連携及び医療機関支援を行っています。

引き続き、高齢者や認知症患者を対象とした外来診療と高度・高額医療機器による検査等を通して、地域の医療機関、その他保健・福祉・介護関係者など地域の様々な方々への支援を行ってまいります。

#### (1) 高額医療検査機器の共同利用

MR（磁気共鳴イメージング装置）、CT（コンピュータ断層撮影装置）及びRI（核医学検査）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、脳波検査機器等を整備し、地域医療機関からの依頼に応じて、検査・診断を実施します。

なお、地域医療機関のニーズに対応できるように、平成29年度には3テスラMR検査機器へ、平成30年度は64列CT検査機器へ、機器の更新を行いました。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成23年度からはホームページの活用に加え、インターネットによるオンライン予約システムを導入し、24時間365日予約可能にするなど地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組んでいます。

<延利用者数（所内利用を含む）>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
MR検査	1,923人	1,903人	1,468人	1,840人
CT検査	1,404人	1,246人	1,064人	1,320人
核医学検査	384人	340人	246人	380人

#### (2) 認知症鑑別診断外来・認知症外来

2025年には認知症高齢者が700万人前後に達すると見込まれることから、国は認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するための環境整備をめざし、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を決定しました。

当センターも引き続き、加速する少子高齢化の影響で今後もますます需要が増えると思われる認知症患者及びその家族への支援に取り組みます。

当センターの認知症診断は、正確な診断に不可欠な高度医療検査機器を活用し、2～3回の来院で迅速に診断を行うことが特長です。特に、整備には一定の条件が必要な核医学診断装置も活用できることから、より信頼性の高い鑑別診断が提供できています。

また、原則として、認知症と診断された方には認知症治療を提供できる地域医療機関を紹介しますが、当センターへの通院を希望される方については、当センターの認知症外来でフォローしています。

<延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
認知症鑑別診断	1, 155人	1, 155人	960人	1, 050人
認知症外来	3, 512人	3, 103人	2, 820人	3, 240人

ア 認知症疾患医療センター（連携型）

認知症の専門外来は、平成27年2月に「認知症疾患医療センター（診療所型）」に指定され、認知症鑑別診断と外来診療に加え、専門医療相談や地域保健医療関係者に対する研修、認知症の普及啓発等、認知症を取り巻く課題に総合的に取り組んでおり、引き続き取組を進めていきます。平成29年4月からは国の呼称の変更により「認知症疾患医療センター（連携型）」に変更されましたが、県内唯一の診療所による認知症疾患医療センターであることには変わりはありません。

イ 認知症初期集中支援チーム（港北区）

平成28年9月に港北区の「認知症初期集中支援チーム」を受託し、当センターの様々な部門に所属する医療・介護・福祉の専門職が一つのチームとなり、医療や介護に適切につながっていない認知症の方や認知症の疑いのある方の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援を行っています。認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目標に、引き続き取組を進めていきます。

ウ 横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業

平成29年6月に神奈川県から受託した「若年性認知症支援コーディネーター事業」（平成30年度から横浜市から受託）を実施しています。令和3年度もコーディネーターを配置し、若年性認知症の人やその家族からの相談に対応し、若年性認知症の特性に配慮した相談支援、特に就労継続支援及び社会参加支援等を推進するとともに、その方々の支援に携わる方のネットワークの形成と調整等を行います。

**(3) 生活習慣病外来**

横浜市では、平成25年度から「第2期健康横浜21」を策定・推進しており、生活習慣病の改善や重症化予防に取り組んでいます。

最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。当センターにおいても、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来の充実を図ります。

また、生活習慣病外来患者のサポートとして管理栄養士による栄養指導やシニアフィットネスへ繋げていくとともに、一般医療機関が取り組みにくい障害者に対する生活習慣病の外来診療にも取り組みます。

引き続き、横浜市国民健康保険加入者等に対する特定健康診査や75歳以上の横浜市民に対する横浜市健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見を図るとともに、診査結果に基づいて早期の治療を行うことにより、生活習慣病の重症化予防及び市民の健康増進に寄与します。

<延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
生活習慣病外来	4,432人	3,934人	2,333人	2,800人
特定健康診査等	112人	95人	69人	69人

(4) 精神科初期救急

市民の地域生活を支えるためには、いつでも安心して適切な精神科治療を受けられる精神科救急医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、精神疾患に対する救急医療は他の疾患と比べ十分ではありません。

横浜市総合保健医療センターでは、地域の精神科医療機関に所属する精神保健指定医の協力を得ながら、令和3年度も引き続き、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始の日中の時間帯の横浜市精神科初期救急医療事業を実施します。

具体的には、本人又はご家族が精神科救急医療情報窓口にて電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、精神科救急医療情報窓口から当センターに連絡があり、外来診療を行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
開所日数	121日	124日	122日	123日
受入人数	54人	76人	75人	75人

## 4 総合相談事業

社会福祉に関わる専門職を配し、利用者や家族のみならず地域の関係機関等に対しても、総合的な相談支援の拡充を図ります。また、当センターの複合施設としての特色を活かすために、各部署との連携を更に推し進め、全ての部門の利用者が安心してその方らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。

### (1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、医療・保健・福祉等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供を行うことで、社会資源を活用しながら、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。

### (2) 受入会議

高齢者の長期入所の受入に当たり、利用者ニーズやケアプラン、適切な関わり方とサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）の多職種による受入会議で検討します。

### (3) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対して提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等の多職種によるケアカンファレンスを毎週1回開催します。

### (4) 二次相談支援機関

総合相談室では精神障害のある方への支援に関する相談を中心に、重複障害や障害者及び同居家族の高齢化等の多様化、複雑化する相談にも対応します。

また、他の二次相談支援機関と役割分担しながら、地域で開催される事例検討会やカンファレンス、自立支援協議会の相談支援部会への相談員の派遣等を通して関係機関への支援及び連携を積極的に進め、横浜市の相談支援システムの機能強化に寄与します。

### (5) 障害者相談支援事業

平成31年1月から、総合相談室で計画相談支援および地域相談支援（地域移行・地域定着支援事業）を開始しました。

計画相談については、平成24年度の障害者総合支援法の改正で、法定障害福祉サービスの支給決定には原則として計画相談支援で作成される「サービス等利用計画」が必須となったことから、総合相談室では、相談支援に従事する相談支援専門員の不足等により、地域で計画相談支援が受けられない方を中心に対応しています。

地域相談支援における地域移行支援では、長期入院精神障害者の高齢化、精神障害を包摂した地域包括ケアシステムの構築等の様々な社会的な課題がある精神障害者の地域移行への取組を進めます。

また、地域定着支援では、同じく精神障害者の高齢化、同居する親の高齢化、高齢単身世帯の増加、精神障害者を包摂した地域包括ケアシステムの構築等の課題への取り組みとして、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、常時の連絡体制を確保し、かつ障害の特性に起因して起こる緊急時の支援を提供することによって、地域生活の維持継続を支援します。

<延利用者数>

	平成30年度 (1月～3月)	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
計画相談支援	7人	81人	114人	96人
地域相談支援				
地域移行支援	0人	0人	4人	36人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人



## 5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、横浜市との協定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行っています。

令和3年度も、センターの理念と運営の基本方針に沿った公益的使命に基づいた事業を展開します。

### (1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

開設から15年目を迎えた現在ですが、住み慣れた地域・自宅で暮らすことを希望される方からの訪問看護への依頼が多くあります。

地域で暮らす統合失調症を中心とした精神科疾患の方はもとより、認知症のケースも増加傾向にあります。さらに、総合保健医療センターが取り組む認知症支援事業の一環でもある在宅支援サービスの一端を担う資源の一つとして訪問看護の活用も期待されます。

また医療・福祉の多岐にわたる機能を持ち、サービス提供ができる総合保健医療センターでこそ連携・協働を今後も強化し、より良い支援につなげていくことが求められています。

核家族化・人口減・超高齢社会・老々介護の中で、重複する障害を抱えながらも多様化する生活スタイルに対応するために日曜以外をサービス提供日として、訪問ニーズに対応すると共に今後も公益性と効率性の均衡をとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めます。

<延利用者数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
5,311人	5,167人	5,230人	5,300人

### (2) 精神障害リハビリテーション講座

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築へ向けて、精神保健福祉の普及啓発を目的に、外部講師を招いた研修や当財団職員による取組報告を行います。

対象者は地域関係機関職員、当事者、家族などテーマに応じて参加を募ると共に、当財団全職員についても参加を促し、財団としての精神保健福祉の向上への意識醸成を図ります。

### (3) 認知症支援等

#### ア 認知症介護者カウンセリング

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、介護負担の軽減を図るための支援をします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族を対象に公認心理師によるカウンセリングを行います。

#### イ 認知症専門医の派遣

各区役所や各地域包括支援センターが認知症の理解と知識を深めるため実施する講演会等において、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRを行うとともに、当センターの専門性を市民に提供します。

#### ウ 看護・介護の外来相談

認知症の方やご家族が安心して日常生活を送ることができるように、当センターの看護師及び介護士が在宅生活での環境やケアについての相談をお受けします。

#### (4) 高齢者支援シニアフィットネス事業 運動指導事業

専門の運動指導員を配置し、高齢者や生活習慣病などの罹患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、個々の目的に応じた運動プログラムを作成し、個別指導を行います。

また、正しいウォーキングフォームの習得や、筋力アップ、柔軟性の向上などを目的とした集団体操、MC I（軽度認知障害）の改善を目的とした運動プログラム、若年性認知症者を対象とした運動プログラムを実施します。

<延利用者数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
3,391人	3,034人	2,400人	3,400人

#### (5) 健康づくり講座

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

#### (6) 内臓脂肪CT検査

平成20年度から40歳以上75歳未満の方について特定健康診査が実施されています。この健診はメタボリックシンドロームの該当者や生活習慣病予備軍の方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らすことを目的として実施されています。

当センターにおいても特定健診を実施しており、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ります。

#### (7) 低線量肺がんCT検診

低線量肺がんCT検診は、通常のCT検査よりも被ばく線量が少なく、単純X線撮影で行う肺がん検診と比較して指摘困難な微小肺がんの検出に有用とされています。

当センター放射線科医師は肺がんCT検診認定医師の資格を有しており、センター内でのCT検査機器の有益な活用を目的に低線量肺がんCT検診を実施します。

#### (8) 研修事業

##### ア ケアマネジャー研修

要介護高齢者への支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のため、集合研修は行わず全てリモートでのオンライン研修で行いました。令和3年度以降は、感染拡大の状況を見て、より良い研修方法を検討します。

##### イ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学等の学生及び施設職員等を対象に、専門職種の人材育成支援を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施します。

#### ウ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れています。令和3年度も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施します。

#### エ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全国老人保健施設協会から、一定の条件を満たした実地研修施設の一つとして位置づけられています。令和3年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与するため、実地研修を実施します。

## 6 広報・PR活動等

センターの事業について、様々な媒体を通して市民や利用者、関係団体等に対するPRを行ってまいりましたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止を優先し、多くの地域のイベントやセンター内イベントが中止となりました。令和3年度は、地域の感染状況をみながら、地域との連携やセンター事業のPR方法を検討します。

- (1) ホームページの活用：事業紹介、情報提供、問合せメールへの対応等
- (2) 広報誌の定期発行：ホットほっと（年2回）、しらさぎ通信（毎月）等
- (3) 営業活動の実施：高度医療機器共同利用医療機関への訪問、PR等
- (4) ちらしの配布：センター事業のちらしを利用者や関係団体に配布
- (5) 地域のイベントへの参加：港北ふれあいまつりへの参加等
- (6) センター内イベントの開催：センター文化祭、老健夏まつり、港北区生活支援センター納涼会等

## 7 総合保健医療センターの維持管理等

### (1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準」に従い次の業務を実施

- ア 施設・設備機器保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 什器備品等の管理業務
- エ 保守警備業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 廃棄物処理運搬業務
- キ 情報管理システム保守管理業務

### (2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準」に従い次の業務を実施

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- エ 苦情解決機関の運営
- オ 安全管理に関する取組
- カ 個人情報の適切な管理
- キ 情報公開
- ク 横浜市が実施する事業への協力

### Ⅲ 精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように相談支援、日常生活の支援及び地域交流活動の促進などの事業を行っています。当財団では現在、神奈川区、磯子区及び港北区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

相談支援では、従来の一次相談支援機関としての専門性を発揮し、他の支援機関と連携した支援を実施すると共に、計画相談支援、地域相談支援、自立生活援助、横浜市精神障害者退院サポート事業及び横浜市障害者自立生活アシスタント事業などを通して、包括的な地域生活支援の提供を行っています。また、当事者と協働しピアサポート活動の促進などを図っています。

精神障害者支援を行う上で重要なリカバリーの視点を持ちつつ、市内や各区の地域特性に考慮した精神障害者の支援拠点として活動していきます。

#### 1 主な事業内容

##### (1) 相談支援

- ア **基本相談支援** : 一般的な相談支援に加え、専門職員による困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言
- イ **計画相談支援** : 障害福祉サービス等のサービス利用支援及び継続サービス利用支援
- ウ **地域相談支援** : 地域移行・地域定着支援
- エ **横浜市精神障害者退院サポート事業** : 精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者へ、専任の支援員（自立支援員）による退院のための支援を行い、精神障害者の社会的自立を促進する。
- オ **横浜市障害者自立生活アシスタント事業** : 地域で生活する单身等の精神障害者に対し、専任の支援員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図る。
- カ **自立生活援助** : 一人暮らしへの移行を希望する方に、一定期間定期的に行う訪問支援。

##### (2) 日常生活の支援

入浴サービス、夕食サービス、過ごし場の場、生活情報の提供など

##### (3) 地域交流など

- ア 自立支援協議会への参画
- イ 各種啓発事業、地域生活支援事業、その他（地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業）

#### 2 各施設の事業

##### (1) 神奈川区生活支援センター

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により施設運営や支援事業は大きな影響を受けつつも相談支援の充実、地域移行・地域定着の促進、関係機関との連携強化を図りました。

令和3年度は、新たな指定管理期間の初年度に当たり、「個別の相談支援」と併せ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「地域生活支援拠点の整備」といった『地域づくり』の推進をより一層、進めて行きます。

##### (2) 磯子区生活支援センター

個別の相談支援と地域体制づくりの両面から、精神障害のある方々とそのご家族等の安心できる地域生活支援のより一層の充実を図ります。

磯子区自立支援協議会における中核的な取り組みを通して、区役所や基幹相談支援センター等の関係機関との連携の下に地域で必要とされる精神障害に関わるニーズに応じていきます。

(3) 港北区生活支援センター

8ページ前出

<延利用者数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度計画
神奈川区生活支援センター	20,921人	17,781人	15,000人	16,000人
磯子区生活支援センター	18,379人	17,623人	14,400人	15,000人
港北区生活支援センター(参考・再掲)	20,935人	15,673人	13,200人	14,000人

※ 令和元年7月から令和2年9月までの生活支援センター機能標準化のモデル事業実施及び令和2年10月からの同本格実施に伴い、週1日の休館日設定及びフロア利用時間等の見直しを行いました。